

広島県病院事業管理規程第一号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月七日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当） 第十三条の三 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 職員が、警戒区域等（災害対策基本法）昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域（管理者がこれに準ずると認められる区域を含む。）において又は当該区域内を通行して行う医療、救援、被害状況調査及び物資の輸送業務等に従事したとき。</p> <p>二 管理者の定める職員が、前号に掲げる作業に相当すると管理者が認める作業に従事したとき。</p> <p>2 前項の手当は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる作業 四百八十円</p> <p>二 前項第二号に掲げる作業 八百四十円を超えない範囲において、それぞれの作業に応じて管理者が定める額</p> <p>附 則</p> <p>1—21 (略)</p> <p>（短時間勤務会計年度任用職員の調整額に相当する報酬の特例）</p> <p>22 第二十一条の二第二項の規定にかかわらず、短時間勤務会計年度任用職員のうち、医療サ</p>	<p>（災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当） 第十三条の三 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、職員が、警戒区域等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域（管理者がこれに準ずると認められる区域を含む。）をいう。）において又は当該区域内を通行して行う医療、救援、被害状況調査及び物資の輸送業務等に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当は、業務に従事した日一日につき四百八十円とする。</p> <p>附 則</p> <p>1—21 (略)</p>

「ビスを患者に直接提供している職員として管理者が別に定める職員に対しては、附則第五項の規定により給料の調整額が支給される職員の例により、当該調整額に相当する報酬を基本報酬の額に加えて支給することができるとする。ただし、看護補助業務に専ら従事する職員として管理者が別に定める職員については、附則別表第一下欄中「〇・六五」とあるのは「〇・九」とする。」

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程（第十三条の三の改正規定に限る。）による改正後の、広島県病院事業職員給与規程（以下「給与規程」という。）第十三条の三の規定は、令和六年一月一日から適用する。
- 3 この規程（附則第二十二項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程附則第二十二項の規定は、令和六年二月一日から適用する。